

介護老人保健施設ひとりざわ
介護老人保健施設ひとりざわユニット館

1ヵ月のご利用料金の目安

令和元年10月1日現在

【ひとりざわ 認知症専門棟 多床室】月30日計算

(単位:円)

要介護度	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階(※1)	2割(※1)	3割(※1)
要介護1	44,011	57,811	65,611	116,011	151,021	186,032
要介護2	46,533	60,333	68,133	118,533	156,066	193,599
要介護3	48,647	62,447	70,247	120,647	160,294	199,941
要介護4	50,555	64,355	72,155	122,555	164,110	205,665
要介護5	52,431	66,231	74,031	124,431	167,862	211,293

【ひとりざわ 認知症専門棟 個室】月30日計算

要介護度	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階(※1)	2割(※1)	3割(※1)
要介護1	56,017	58,717	91,117	137,917	170,233	202,550
要介護2	58,437	61,137	93,537	140,337	175,074	209,811
要介護3	60,551	63,251	95,651	142,451	179,302	216,153
要介護4	62,460	65,160	97,560	144,360	183,119	221,878
要介護5	64,336	67,036	99,436	146,236	186,871	227,506

【ひとりざわ 多床室】月30日計算

要介護度	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階(※1)	2割(※1)	3割(※1)
要介護1	107,420	121,220	129,020	179,420	211,839	244,259
要介護2	109,942	123,742	131,542	181,942	216,884	251,826
要介護3	112,056	125,856	133,656	184,056	221,112	258,168
要介護4	113,964	127,764	135,564	185,964	224,928	263,892
要介護5	115,840	129,640	137,440	187,840	228,680	269,520

【ひとりざわ 個室】月30日計算

要介護度	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階(※1)	2割(※1)	3割(※1)
要介護1	185,426	188,126	220,526	267,326	297,051	326,777
要介護2	187,846	190,546	222,946	269,746	301,892	334,038
要介護3	189,960	192,660	225,060	271,860	306,120	340,380
要介護4	191,869	194,569	226,969	273,769	309,937	346,105
要介護5	193,745	196,445	228,845	275,645	313,689	351,733

【ユニット館 個室】月30日計算

要介護度	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階(※1)	2割(※1)	3割(※1)
要介護1	188,256	190,956	223,356	270,156	302,711	335,267
要介護2	190,778	193,478	225,878	272,678	307,756	342,834
要介護3	192,891	195,591	227,991	274,791	311,982	349,173
要介護4	194,802	197,502	229,902	276,702	315,803	354,904
要介護5	196,675	199,375	231,775	278,575	319,550	360,525

※1 保険分本人負担額が月額上限額(第4段階は37,200円、第5段階は44,400円)を超えた分は、高額介護サービス費として後日支給されます。

保険分本人 負担額(※2)	+	食費	+	居住費	+	特別室料 (ユニット型準個室、従来型個室、 多床室二人部屋のみ) ※認知症専門棟は除く
------------------	---	----	---	-----	---	--

※2 保険分本人負担額には、基本サービス費+夜勤職員配置加算+在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅱ+認知症ケア加算(認知症専門棟のみ)+サービス提供体制加算Ⅰ1+介護職員処遇改善加算Ⅰ+介護職員等特定処遇改善加算Ⅰを含んでいます。

※3 その他 教養娯楽費200円/日、タオルリース330円/日、日用品セット実費、洗濯代実費、理美容代実費等がかかります。

(裏面あり)

第1段階～第4段階とは？

介護保険施設に入所すると、介護サービス費用を負担するほかに、居住費・食費を負担する事になります。ただし、所得の低い方の居住費・食費については、負担の上限額(負担限度額)が定められ、費用負担が軽減されます。

※負担限度額については、利用者負担段階ごとに定められており、利用者負担第4段階の方については、原則軽減措置はありません。

●介護サービス利用時の自己負担額

サービス費用	+	日常生活費 (理美容代など)	+	食費	+	居住費	=	自己負担額
--------	---	-------------------	---	----	---	-----	---	-------

●食費・居住費(滞在費)の負担限度額

利用者負担段階		居住費(滞在費)の負担限度額(円)				食費(円)
		ユニット型 個室	ユニット型 準個室	従来型 個室	多床室	
第1段階	・市民税非課税世帯(※3)で老齢福祉年金を受給されている方 ・生活保護を受給されている方	820	490	490	0	300
第2段階	・市民税非課税世帯(※3)の方で合計所得額と公的年金等収入額の合計が年間80万円以下の方(※4)	820	490	490	370	390
第3段階	・市民税非課税世帯(※3)の方で合計所得額と公的年金等収入額の合計が年間80万円を超える方(※4)	1,310	1,310	1,310	370	650
第4段階	・住民税世帯課税の方					

※3 本人が属する住民基本台帳上の世帯(配偶者が別世帯にいる場合、その配偶者も含む。)

※4 本人の預貯金等の合計額が1,000万円以下(配偶者がいる場合は、夫婦の預貯金等の合計額が2,000万円以下)の方

●対象となるサービス

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)/介護老人保健施設/介護医療院
短期入所生活介護/短期入所療養介護(ショートステイ)

●負担限度額の認定申請

居住費・食費の負担軽減を受けるためには、『介護保険負担限度額認定証』が必要となります。詳しくは、横浜市の各区保険年金課保険係へお問い合わせください。